

# 高知県博覧会推進事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県博覧会推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 県は、牧野富太郎博士をモデルとした連続テレビ小説の放送を県観光の振興に最大限に生かして、県外観光客の誘客を図るとともに、草花に愛を注ぎ続けた牧野博士の精神や功績を後世に引き継いでいく取組を推進し、県内各地の牧野博士ゆかりの地をはじめとする地域の持続的な観光振興につなげるため、連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会（以下「補助事業者」という。）が行う博覧会の推進のために必要なプロモーション、観光客の誘客及び受入態勢の整備等の事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の申請書及び関係書類の様式は、それぞれ別記第1号様式及び別記第2号様式によるものとする。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

## (補助金の交付の決定)

第5条 知事は前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

## (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助金額の増額若しくは20パーセントを超える減額をしようとする場

合は、事前に別記第3号様式による事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に別記第3号様式による事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿書類を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿書類及び証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (7) 前号の規定により知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 県税の納税義務者である場合は、県税及び県に対する税外未収金債務を滞納していないこと。
- (11) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第4号から前号までの条件を付さなければならないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて指示した事項

#### （概算払）

第7条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### （状況報告及び調査）

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

#### （実績報告等）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による実績報告書及び別記第6号様式による補助金決算書を、補助事業の完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は事業年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。これにより難しい場合は、翌事業年度の5月20日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合であって、第1項の実績報告書を提出した後、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、減じた額を上回る部分の金額）を別記第7号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（グリーン購入）

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき物品の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）の規定に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

（失効期限等）

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号から第7号まで、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条、第6条関係）

補助対象経費		補助率
事業科目	内容	
誘致・広報事業費	1 旅行会社へのセールスに要する経費 2 旅行商品造成促進事業に要する経費 3 マスメディア等を活用した情報発信に要する経費 4 企業等とのタイアップに要する経費 5 県内外におけるPRイベント等に要する経費 6 PRツール等の作成に要する経費	定額
受入事業費	1 イベント等の開催に要する経費 2 周遊促進事業に要する経費 3 受入態勢の整備に要する経費	
事務費	上記事業執行に係る事務経費	

別表第2（第5条、第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらを準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地

名称

代表者職氏名

(生年月日 )

### 補 助 金 交 付 申 請 書

高知県補助金等交付規則第 3 条及び高知県博覧会推進事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、高知県博覧会推進事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

### 記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の経費配分計画書（別記第 2 号様式）
- 3 補助事業の実施計画
- 4 補助金交付申請額
- 5 補助事業の着手及び完了の予定年月日

第2号様式（第4条関係）

経費配分計画書

単位：千円

事業科目	予算額	摘要
誘致・広報事業費		
受入事業費		
事務費		
計		

(注) 補助対象経費の科目ごとに整理し、「摘要」欄にその内容を記入してください。

この計画書は、年度連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会の事業計画の原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地

名称

代表者職氏名

事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県博覧会推進事業費補助金交付要綱第6条第1号（第2号）の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 内容変更
- 3 補助金額の増減（経費の配分）
- 4 その他の変更

第 4 号様式（第 7 条関係）

概 算 払 請 求 書

金 円

上記 年度高知県博覧会推進事業費補助金（決定通知番号 第 号）を  
概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地

名称  
代表者職氏名

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

高知県知事 様

報告者 所在地

名称

代表者職氏名

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました補助事業を完了しましたので、高知県博覧会推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の成果

2 補助事業の完了年月日

補助金決算書

単位：円

事業科目	予算額	決算額	摘要
誘致・広報事業費			
受入事業費			
事務費			
計			

（注） 補助対象経費の科目ごとに整理し、「摘要」欄にその内容を記入してください。

この決算書は、 年度連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会の決算書（見込）の原本と相違ないことを証明します。

年 月 日

所在地

名称

代表者職氏名

年 月 日

高知県知事 様

報告者 所在地

名称

代表者職氏名

消費税仕入控除額等報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました  
年度高知県博覧会推進事業費補助金について、高知県博覧会推進事業費補助金交付  
要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額	円
2 実績報告時に減額した 消費税仕入控除額等	円 (A)
3 消費税の申告により確定した 消費税仕入控除額等	円 (B)
4 補助金返還相当額	円 (B-A)